○４番（福永　啓君）　福永啓です。一般質問をいたします。

まず、国民健康保険料改定計画についてお聞きいたします。町は国民健康保険を値上げの方向で検討していることを、今月10日の全員協議会で説明しました。町長は今議会冒頭の行政報告で来年２月の議会で保険料の値上げを提案する予定であると表明し、値上げに向けたスケジュールを公表しました。国民健康保険特別会計の悪化が主な理由となっていますが、町民に多大な負担を強いる改定計画です。どのような検討と試算のもと、保険料の値上げ改定が計画されているのか、この改定によって町民はどのような影響を受けるのか、町民の生活の現状をどのように考えているのか、お聞きいたします。

続きまして、野鳥の森及び城山公園の有効活用について質問いたします。野鳥の森周辺ですが、平成21年より管理主体が熊本県から御船町に変わり、鳥獣保護センターのみが県の管理となっています。全体で県が管理されていた頃は散策路も整備され、県民憩いの場として活用されていました。しかし、管理の主体が町に移行してからは、ある程度整備されている散策路は、活用施設がある鳥獣保護センターまでの道路と上益城療育センターまでの道路のみです。また鳥獣保護センターは傷病鳥獣に対する対応のみとなり、旧展示施設を含めた建物の大部分は利用されていません。町は野鳥の森及び鳥獣保護センターの有効利用について県等とどのような協議をし、また町としてどのような考え方を持っているのか、お尋ねします。

また、城山公園ですが、以前は熊本バスが管理し町民の憩いの場となっていました。その後、熊本バスから御船町に管理主体が変わり、たくさんあった花壇や日時計もなくなり、以前の面影はありません。城山公園は戦国の武将、甲斐宗運の居城でもあり、御船町が誇る史跡の一つでもあります。町は城山公園をどのように位置付け、どのように有効活用するお考えか、お聞きします。

以上、詳細については、質問席より質問いたします。

○町長（山本孝二君）　質問にお答えします。

まず、国保税の改定計画についてということで、国民健康保険税の算定基礎がどのように変わるのかという質問にお答えします。本町の国民健康保険税率については、平成９年度の改正以降据え置きとなっており、平成21年３月議会で改正案が否決された後、現在に至っております。国民健康保険制度は医療費などの支払いを被保険者の保険税と国・県等

の負担金で賄うものとされております。本町の国民健康保険特別会計の財政運営は、被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年医療給付費が増加する一方、経済不況の影響などにより保険税収入が減少し、大変厳しい状況にあります。

平成20年度以降毎年町財政の母体である一般会計から法定外繰入金を受けており、平成23年度までの累計は約２億6,400万円、年平均6,600万円、平成24年度も7,300万円程度を見込んでおり、非常に厳しい状況が続いております。平成25年度以降も一般会計からの支援なくしては運営できない状況であり、このままでは道路整備や教育関係経費など一般会計が本来行うべき行政サービスにも支障を来すことになりますので、税率改正は避けられない状況であります。

平成24年２月、町国保運営協議会から、平成25年度以降の税率改定に向けて本格的な検討に入っていただきたいと答申があり、これを受け、税率改正の指示を出したところであります。関係各課は５月に町内で構成する税率改定検討会議を立ち上げ、税率改定に向け協議を重ねているところであり、具体的な税率をお示しする状況ではありません。

次に、一般家庭でどれくらいの負担増になるのかという質問に対してお答えします。税率改定の基礎となる増収額を定めないと具体的に税率を定められません。また、応納割、所得割、それから資産割と応益割、均等割、平等割の比率も標準割合である50対50に近づける必要があります。前項で述べましたように、景気低迷が続く中で被保険者の皆さまには新たな負担をお願いするわけですから、現在税率改正がもたらす各所得階層への影響などを詳細に分析するため、所得階層モデルを設定して試算を行っている段階であります。どれだけの税収増を求めるかについて、詰めを行っている段階であり、現状では一般家庭でどれくらいの負担増になるかを提示できる段階ではありません。必要とする税収額の絞り込みにめどが立ちましたならば、御船町国保運営協議会へ諮問を行い、答申をいただきます。それを踏まえて、町長として最終的な決断をし、御船町国民保険税条例改正案として、２月議会に上程する予定であります。

そのほかの質問につきましては、自席並びに担当課長のほうから説明させます。

○税務課長（藤本龍巳君）　３番目の質問についてお答えします。

社会保険の世代と比べてどのようになっているのかという質問なんですけれども、まず、国保と社会保健制度は制度そのものが違います。加入者の単位が国民健康保険では世帯単位、社会保険では事業所単位の加入となります。

次に、保険者の保険税の負担について、国民健康保険では納税義務者が世帯主となっていることに対しまして、社会保険では被用者、使用される本人が保険料を負担することになっており、また事業主も同額の保険料を負担しなければなりません。保険料算定の仕組みについては、本町の国保税は所得割額、資産税割額、均等割額、平等割額で構成され、それぞれ別個に算出した後合算するということになります。所得割額は加入世帯員の前年度の所得について課税標準額を求めます。この課税標準額に所得割税率を乗じて保険税額を出します。資産割額は加入世帯員全員の資産税額を合算し、これに試算税率を乗じて保険税額を算出します。均等割額は加入者の人数に均等割額を掛けるということを通して求めます。平等割額は１世帯当たりの定額となっております。これに対しまして、社会保険料の算定は、加入者本人が受け取る報酬に保険料率を乗じて算出します。なお、社会保険では特定の要件を満たせば家族を被扶養者とすることができ、被扶養者の数は保険料には影響しません。被扶養者が何人増えても保険料は変わらないという計算になります。

具体的な保険税と保険料の比較なんですけれども、所得が233万円といたします。この場合の国保税額と社会保険料の試算なんですけれども、固定資産税額がゼロ円、40代夫婦、夫と専業主婦と子ども２人、保険税率は現行のままとします。それから社会保険料率は5.831％、これは個人の保険料率とします。これで算出しました国保税額は32万5,000円の年額となります。社会保険料は13万2,468円の年額となります。社会保険につきましては、先ほど申しましたように、同じ金額を雇用主、事業主も負担するということになります。

それから、４番目の低所得者生活困窮層への対策はどのようになっているかというご質問です。現在の国民健康保険税の軽減制度して大きく３つございます。まず１番目に国保税条例の第23条に基づく軽減制度があります。７割、５割、２割を軽減する。均等割、世帯割について７割、５割、２割を軽減する制度があります。これにつきましては、申請は不要です。町が国保税を計算するときに自動的にこの割合で軽減をした額を加入者のほうに通知をいたします。

それから、通称リストラ減免という制度があります。これは国保税条例の第23条の２に基づく制度です。自分の都合でなく非自発的な理由によって失業をやむなくされた方について、税額を下げるという形です。これにつきましては、所得割の課税標準を３割で計算するというものです。

次に、税率改定に合わせたお答えをいたします。税率改正に伴って何か特別の、特段の

軽減制度を持ち合わせているかというご質問だと思っております。本来税率改定は国保会計の正常な運営を目的として行うものです。法に定められた制度を超える軽減策、あるいは独自の対策で財源を必要とするものについては、結局のところ税収の減につながります。したがって、独自の対策というものは現在では検討いたしておりません。ただし、税率改定による増収をもってしても、国民健康保険特別会計の歳入歳出が均衡を保てない場合には、一般会計からの繰り入れもやむを得ないものと考えております。

○４番（福永　啓君）　国保会計の悪化については、私たちも十分理解しております。しかし、国保会計を、町の会計を改善しようとして国保世帯の生活を悪化させては、これは本末転倒であると思うんですね。先日の全員協議会でも今の説明に近い説明をしていただきました。しかし、国保世帯の生活の現状についての試算、こういうのが抜けていたと思うんです。国保を値上げすると、今、協議するに当たり、国保世帯がどのような生活、経済状態についてをどのように試算し、どのような理解のもと計画を進めているのか。まず、それをお聞きいたします。

○税務課長（藤本龍巳君）　議員、今、全員協議会でお配りした資料をお持ちでしょうか。各モデル世帯ごとにうちで、国保世帯の自由に使えるお金というものを試算しておりますので、それを説明いたしたいと思います。

まず８ページです。所得が230万円。40代の夫婦と子ども２人、この場合にどういった負担が予想されるのかということについて試算をしております。奥さんは専業主婦ということで収入はないと、子どもは２人、小学生１人、中学生１人というもとでの試算をしております。この方の場合、所得税額が４万3,500円になります。それから同じくご主人の住民税額が９万7,000円、奥さんはどちらも非課税ということです。国保税額はこの８ページの現行のところに国保税額を示しております32万5,000円です。この金額がそのまま当てはまります。収入は仮にこの所得そのまま持ってきます。233万円、それから児童手当が24万円ありますので、合計の257万円という計算になります。それから、先ほど言いました所得税、住民税、国保税、それから年金、年額36万円と仮定しております。それから生命保険料１万5,000円、合計の84万500円。所得になりますけれども、総収入の257万円から84万500円を差し引いていただきますと、172万9,500円。月額の14万4,125円の生活費といいますか、自由に使えるお金という計算をいたしております。先ほど言いましたように、この233万円というのは所得の計算ですので、事業を営むに必要な経費とか何かはもう既に差

し引かれているというところで、この172万9,500円がほぼ正味の自由に使えるお金ではないかなという計算です。

それから、10ページをお開きください。65歳以上の二人世帯のところでの計算なんですけれども、固定資産税額が３万円のところです。同じような計算をいたします。これでしますと、差引額の139万4,960円、これがこの方の場合の自由に使えるお金と考えております。月額の11万6,246円程度になります。

町で現在の国保税の税率で、その下でもってシミュレーションをしているところでは、今申し上げたような金額を想定をしております。

４番（福永　啓君）　お配りした資料をご覧いただきたいと思います。経済状態の試算です。私もその各家庭をつくってみて経済状態を試算してみました。住民税、所得税、保険税、固定資産税、これはまず40代の夫婦、似たような感じですね。しかし、御船町は持ち家率が高いので、小規模の持ち家を持っていらっしゃる家庭として計算いたしました。それが大体固定資産税は年額10万円ぐらい。そして夫婦合わせて年収が250万円。年収です。課税標準ではありません。その家庭がどのような状況にあるかというのを計算してみました。さっきおっしゃいましたね、13～14万円ぐらい余るんじゃないかと。それは純粋な税金を引けばそれだけ余るかもしれません。しかし、日本には見えない税金というものが非常に多くて、絶対生活している以上は払わなければいけない種類のお金がそれ以外にたくさんございます。それを、家を持っていらっしゃるのだったら返済も必要でしょう。家を持ってない方は家賃が必要でしょう。あと電気、ガス、水道、電話代、ライフライン、これは必ず必要です。子どもがいらっしゃいます。学費は必ず必要です。あと仕事に行かれる、何する。交通費、これは一番安く済むであろう軽自動車を所有しているとして、考えてみました。そして、250万円家庭ですね。さっき14万円ぐらい余るとおっしゃっていました。それを実際じゃ、自由に、本当に自由に使えるお金、食費ですとか家事、食費も本当は自由に使えないんですけれどね。家事とか洋服とか、もしくは医療費ですよね。あと教養・娯楽費、雑費、そういうのに果たしてこの250万円家庭がどれぐらい使えるのかというのを計算したときに出てきた数字が、残額が62万4,820円です。これは試算によって前後あると思いますけれども、それほど多分どのような試算方法をしても大きい変化はないと思います。月当たりにすれば５万2,068円しかないんです。これが、こういう本当の現状です。これをまず試算していただきたいと思うんですね。この現状を見て、どう思われますか。ま

ず、感想を。

○税務課長（藤本龍巳君）　先ほど14万円と申しましたのは、この14万円の中に、今議員がここに配られております家賃とか光熱水費ですとか学費とか、こういったものをその14万円の中から出していただくという割合です、考え方です。

今おっしゃるように、かなり厳しいというのは、厳しくなるというのは当然のことながら承知をしております。

まず、国民健康保険の保険者という者は、国民健康保険法により町と定められております。保険者というのは申すまでもなく、保険事業の運営に当たるものです。保険者の責任、それから義務には保険金の支払いがあります。国民健康保険で言えば、療養給付費の支払いということです。国保特別会計においては、この保険者である御船町がこの保険者としての責任を果たすためには、何よりも国保の健全な運営が求められております。

一方、国保には国保ならではの特殊な事情があります。一般会計ならば歳入に合わせて歳出を編成するんですけれども、国保会計では歳出の必要額に合わせて歳入予算を組むような構造となっております。歳入は国・県からの行為負担と加入者の支払う税で賄っている現状です。この行為負担の中にはもちろん町も入っておりますけれども。

先ほど述べました必要額、療養給付費が増えた場合には、国・県などの行為負担が増えない限り、加入者が負担しなければならないという大原則があります。このため、いつも歳入の確保に追われ、それから収入が安定しない国保加入者の存在、こういった構造的な問題も抱えているのが実情です。御船町の現状としまして、療養給付費は毎年増加しております。これまでは、一般会計の繰り入れでしのいできたんですけれども、本来手を付けるべき税率の見直しを先送りしてきたというのが現状です。ただ、一般会計の繰り入れにも限度があります。このまま繰り入れを続けますと、先ほど町長の回答にもありましたように、福祉サービス、それから教育施設施策費について、費用が賄えるかどうかといった影響が出てまいるというところです。現状では、国保の運営の基本にのっとって被保険者である国保加入者の皆様に応分の負担を求めざるを得ない状況にあるということです。

○４番（福永　啓君）　そうおっしゃいますね。これは月当たり５万2,000円なんです。厳しいではなくて、実際に生活できないわけなんですね、５万2,000円では。ご飯も４人は食えません。そういう方たちは、これは確実に御船町の中にいらっしゃいます。こういう方たちは、じゃそういう町側の足らないから上げるとかいって、そういう方たちはどうされます

か。どうされると思われますか。

○税務課長（藤本龍巳君）　町としては、ぜひ薄く広く負担をお願いするという形にすることしか今のところは言えません。

○４番（福永　啓君）　この250万円家庭、この家庭はさっきおっしゃった法的の割引制度、７号の適用を受ける家庭ではないんですよ。そうしますと、月５万2,000円でどやんかして暮らしていかにゃいかんわけです。そういうときにどうなさるかというと、暮らしていけないわけですから、されることは２つですよ。基本的に消費を減らす。もちろん消費は減らせない。そうしたら保険料の滞納、国民年金の滞納につながるわけなんです。広く薄く、それも結構ですが、それが実際の会計の財政の改善につながる。つながらない可能性、もしくは上げることがまた逆に会計が悪化する可能性すら出てくるわけなんですね。だから、そのことについて、町は足らない。ではお金を上げればいい。上げれば果たしてそういう改善できるのかと。これについては大きな疑問が残ります。これについては、どのような試算をなされましたか。

○税務課長（藤本龍巳君）　そこらあたりまでの詳細な試算というものは、先ほど町長が申しましたように、具体的な税収額というのをまた決めておりませんので、試算はいたしておりません。

○４番（福永　啓君）　今まで大変厳しい生活の中で、何とか保険料を支払いながら頑張ってきた方々もいるでしょう。その中には、この値上げすることをきっかけに新たな滞納せざるを得ない家庭も出てくるかもしれません。また、事実上この250万円の世帯、働いていらっしゃる世帯の、先ほど計算した実質上の自由に使えるお金、これは生活保護世帯の半分以下です。生活保護世帯というのは憲法で国民が定めた最低限文化的生活をするための最低費用なんですね。だから、これ以下の、その家計が頑張ってするということは基本的にできないんですよ。そうしますとどうなるかといったら、値上げすることによって逆にそれが滞納に回ったりとか、及び生活保護に回ったり。もう私たちは生活保護を受けんで頑張りよったばってんが、町が上げらすならもう生活保護受けたほうがよかたいとなって、町の財政が悪化するという。こういう可能性も残っております。

そして、あと１つ、時期の問題があります。さっき言ったように、景気は一向に回復しておりません。世帯の収入は右肩下がり、少なくとも増えはしません。例え全体的に、全国的に景気が回復するとなっても、御船町の町民の家計にそれが来るのは、大体１年から

２年後と言われています。この試算の中で、3,000万円、5,000万円、7,000万円、１億円の増収というのが計算上上げられております。税金を3,000万円上げました。そうしましたら御船町の家庭というのは、その3,000万円をどぎゃんするですか。収入は上がらんとですよ、使えるお金は。そしたら方法は２つですよね。収入を買い物をせんか、それか滞納するか、この２つになってきますでしょう、方法論としては。つまり、そのアップした5,000万円というのが、5,000万円なり3,000万円なり7,000万円なり１億円というのが、１億円の幾つかが、この御船町の店舗の売り上げの減少と滞納に振り替えられるという構造になるわけなんです。収入が増えない中上げていくというのは。しかも、今税金が来年度からは復興課税が住民税に加わってまいります。消費税の増税も予定されております。しかも電気代も８％から９％大幅な増税が増加が予定されております。新設されております。そうしますと、果たして、これを上げたこと自体が逆に国保税の会計の破綻を招くことになりはしないかという試算というのは、非常に必要なんです。今聞きますと、そのあたりの試算が全くされておりません。それを一日も早くしていただいて、実際にこの負担が御船町の経済に与える影響及びその家庭に実際に払えるか払えないか。簡単だと思うんですよ。今滞納していらっしゃる家庭がありますよね。そのほとんどというのはお金があって、滞納していらっしゃる方じゃないんですよ。滞納せざるを得なくなって滞納していらっしゃる方です。その方の収入とか何とかをきちっと見てみると、そして必要だろうと思われる経費を引いてみると、「これは払えないな」と、「これは滞納せんとしょうがなかね」という家庭が多いと思います。じゃあ、その方にどのような対応をしていくか。財政的には、例えばいろんな方策があると思います。今のこの制度上、一部の特定の世帯、特定のゾーンに対して、非常に負担過多になっている。一番負担過多になっているのは40代ぐらいですよ。かつて子どもが２人、収入が250万円ぐらい。このあたりの方に30何％という怖ろしい負担になってきている。税率に関しましても10何％になってきます。というのは、社会保険で言えば、雇用者と被用者、両方を一緒に負担しよらすのと同じくらいの計算になってくるんですね。ですから、そのようなきちっと財政状況を見て、払えるところから払えるように取ってもらう。それと、そうしないと逆に財政は悪化してくるのではないでしょうか。

また、保険診療を使わなかった世帯ですとかに関して、町内で使える商品券を配布するなど、過剰診療を防ぐ対策、こういうものが逆に保険財政の健全化においては有効な可能性もあります。逆にですね、値上げじゃなくて、負担が先ほど言った、過多となっている

世帯に対しては、ゾーンを定めて町独自の割引をしていくということが滞納が減って、国保財政に貢献できるかもしれません。足らないから上げる、こういう単純なことをして上げました。でも逆に財政的にはマイナスになりました。という笑い話にもならないような話が国とか中央の施策でいっぱい行われているんです。それをしてはいけません。そのあたりの詳細な検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○税務課長（藤本龍巳君）　国民健康保険税の構造といいますか、先ほど福永議員おっしゃいましたように、各世代によって負担する対象となる世代がございます。大きく分けて、医療分、後期高齢支援分、介護保険分、３つの区分に分けられております。医療分、それから後期高齢支援分というのは、ゼロ歳から74歳までの加入者が対象なんですけれども、介護保険分については、40歳から64歳の方が対象となっております。現状では、この介護分の税率が御船町は低くなっているという状況もあります。それから逆といいますか、後期高齢支援分については、郡内では最も高いという税率になっております。ですから、後期高齢支援分については、現在のところ税率の改定の対象とはしないということを考えております。ただ、介護保険分については、今の税率が低すぎますので、そこは何らかの手を打たんといかんという状況です。

それから、冒頭町長の回答の中にもありましたけれども、税率というのは、標準の税率というのが地方税法で定められております。所得割は40%、資産割が10%、均等割が35%、平等割が15%といったような標準の割合があります。各保険者自治体では、このスタンダードに合わせるようなことが求められているということです。

それから、先ほど滞納のお話いただきました。私４月から税務課長を拝命いたしまして、いわゆる家宅捜索にまいっております。個別のことは申し上げられませんけれども、なかなか厳しすぎるといったような生活状況を目の当たりにすることがあります。これは一番最初に行ったご家庭なんですが、２番目に行ったご家庭の話なんですけれども、ご主人がリストラにあわれて保険税を滞納なさっていたという状況がありました。これにつきましては、町は後日その方においでいただいて、こういう制度があるんですよと、非自発的な失業による保険税の減額制度があるんですよといったことを説明して申請をしていただいて、保険料の減免、縮減をしてきたところです。それから、家宅捜索をしてお家の中を見せていただきまして、とてもこの家庭は担税力、税を担う能力がないなというところにつきましては、滞納処分の執行を停止すると。いわゆる棒引きにするといったような手続き

を進めております。

○４番（福永　啓君）　行政としては標準に課税すべきである。だったら、それは標準で課税するためには、その家庭に日本の標準の収入がなければ、標準で課税することはできません。日本の標準ですれば、さっき、250万円、この家庭なんですが、月当たり必要なものというのは22万円になるんですよ、ここにも書いてありますけど、月当たりです。それが標準世帯としてモデルを出してあって、それに対する課税なんです。ここをご覧ください。隣で350万円という家庭になります。これでしたら、月当たりが12万2,000円になって、何とか少しは払えるでしょう。しかし標準はこれ以上なんです。同じ税率であっても、その所得によって全然変わっていきます。そしてその地方の現状、町の現状によってそれが標準でできるかできないかという問題が残っています。ないところから取ろうとしたら、それは滞納にならざるを得ません、ないわけですから。それか執行停止にならざるを得ません。そこを少し減らしてやって、少しでも払ってもらうこと。こちらが逆に収入が増えてくる可能性が大きいわけなんです。地方の現状をきちっと、これは国にも訴えていく必要があると思いますが、そういうことを今後訴えながら、町民の生活を破綻させないようにしていかなければならないのが一番。町民の生活をきちっと守っていくのが町の仕事ですから、それをやっていただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたので、次の質問に移らせていただきます。

野鳥の森なんですが、設立から町の管理に至るまでの経緯を簡単で結構ですからご説明ください。

○町長（山本孝二君）　質問があっている分について、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、鳥獣保護センターの旧展示空間と空き空間の有効利用について町としてはどのように考えているかということで、この中にも現状は入っておりますので、こちらから答えたいと思います。

まず、鳥獣保護センターにつきましては、熊本県の施設として昭和56年度に開館され、３年間は熊本県が直営で管理され、昭和59年度から平成17年度まで御船町が熊本県から委託を受け、管理運営をしてきた状況であります。平成18年度から20年度まで熊本県の指定管理者制度の導入により、ＮＰＯ法人九州鳥獣保護協会が管理され、21年度から指定管理者制度を廃止し、熊本県の委託によりＮＰＯ法人九州鳥獣保護協会が引き続き管理されている状況であります。

また、平成21年３月に公の施設としての設置条例が廃止され、21年４月から傷病鳥獣の保護業務に特化し、保護業務を通して自然保護の普及啓発を図るための施設としてされております。これに伴いまして、傷病鳥獣保護業務に必要な事務室や治療に必要な部屋、玄関、トイレ等の一部に限定して使用されている状況で、展示室、研修室等は消防法耐震構造等で不特定多数の利用に供することはできないと聞いております。また、この鳥獣保護センターの施設につきましては県の管理ということで、県の行革によりまして継続はしないということで、不特定の人が館の中に入るということはできないということです。つまり、町としては権限がありませんので、管理運営については考えられないということです。

○４番（福永　啓君）　まず、その契約が、これが県から町に移り、その土地もＮＰＯから移った際、町は県とどのような、これは設置条例が多分県のほうで廃止されています。廃止されるに当たって、賃貸契約、その他そういうのが解除されて、そして設置条例が廃止されて、これが今の鳥獣保護センターに関しましては、今の状態になっていると思いますが、その協議で、どのような協議をされましたか。

○経済振興課長（藤岡正視君）　お答えいたします。

鳥獣保護センターにつきましては、経緯につきまして、今町長が答弁されたとおりですけれども、まず行政改革の一貫で、先ほど傷病鳥獣の保護業務に必要な事務室、それから治療に必要な施設だけを行う業務に限定して使用されるということによりまして、業務を大幅に縮小されました。これに伴いまして、傷病鳥獣の保護業務に必要な事務室、治療に必要な施設以外の施設、用地について、今後どのように管理運営していくのかと、熊本県との、先ほど申されましたように設置条例の廃止の際の野鳥園、シカ園、それからつり橋等については、県と協議を行いまして、県で撤去していただきました。その後につきまして、委託されましたＮＰＯ法人との協議につきましては、特別に協議はしておりません。

○４番（福永　啓君）　その際に、県から町へ管理委託が移る際に、本来であれば、さっきつり橋とか何とかのハードを壊すということは、協議されている。しかし、一番大事なことは、ハードを壊すことではなくて、これを今後どのように利用していくかという点にあります。それについて、今お聞きした範囲では全く協議はされていなかったということでよろしいですか。

○経済振興課長（藤岡正視君）　県とは協議をしましたけれども、ＮＰＯ法人とは、同時に協議は行っておりません。

○４番（福永　啓君）　そのときは、有効活用について、どのような協議をされたのでしょうか。活用ですよ、壊すとかいう意味ではなくて、維持管理。

○経済振興課長（藤岡正視君）　当初は先ほど答弁しましたように、その施設をそのまま使っていただけないかという協議もありました。ただ、それをそのまま使うということになれば、維持管理費等に経費等が、もう老朽化もありましたので、維持管理が要りますということで、町としてはそういう施設については撤去していただきたいということで申し入れをした次第です。

○４番（福永　啓君）　展示施設についてはどのような協議をされましたか。展示施設。

○経済振興課長（藤岡正視君）　展示室につきましても、先ほど町長が答弁しましたように、消防法、それから耐震構造等で一般の不特定多数の利用に供することができないということで、そのまま空き室になったままです。

○４番（福永　啓君）　実際、展示室、鳥獣保護センターの建物に関しましては、法的に耐震基準はクリアしているんですね。ところが県の条例において、不特定多数が集まるところ、定期的とかそういういろいろあると思いますが、集まるところについては、耐震構造になっていないといけないということになっているので、今現在あそこの施設が耐震化ができているかどうかの調査すら行われていない現状なんです。それはご存じだと思います。

まず、本来であれば、その時点で耐震調査のみは県に調査をしてから引き渡してくださいと、そういう管理を。そうお願いしていくのが、本来だったら筋だったかなと思います。

それで、今現在が散策路、これも全く整備されておりません。その展示室も全く利用されておりません。町としてはどのようにそれを考えていらっしゃるか、何か特別それに対する有効利用計画をお持ちだったらお聞かせください。

○経済振興課長（藤岡正視君）　確かに福永議員が申されておりますとおり、24年度につきましては今のところ手を入れておりません。21年度で完全に縮小されまして町に返還になりました。旧料金徴収所から療育センターに行く道路につきましては、23年度までは緊急雇用ということで３人を雇用しておりましたので、その３名で対応しております。ただ、その散策路から鳥獣保護センター本館に行く通路とか、それにつきまして県で進入禁止のロープを張ってありますので、そのままの状態です。これにつきましては、すぐに療育センターの方面に行く道路につきましては、みず環境課で工事が発注されますので、逆に鳥獣保護センター本館のほうから入れるように対応していきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　あの地域は、基本的に全部町の持ち物なんですね。その中に県が借りている建物がポツンとある。ここの場所を有効利用するためには、県がこうだからできないとか、ＮＰＯがこうだからできないとか、町がこうだからできないとか言っていたら、あそこは全くできないところなんです。周りは全部町ですからね。町で県が営業してＮＰＯが主体になる。だから、それに関して３者が、これは有効活用しなければいけないということについては、全く町もそう思っていらっしゃるでしょうから、協議会ですとか、今から定期的にそういう協議を重ねていただきたいと思いますが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

まず、質問をまとめますと、土地は町の土地ですので、おっしゃるとおり町が管理運営すべきだと思います。施設については県の持ち物ですので、それ以上は入れないということです。当時、引き継ぎをして、町がやるとなったとき、有効利用ということで、その当時、いろいろ民間にも呼びかけたり、具体的に言うとサントリーですけれども、自然環境に非常に理解があるということで、有効に活用できませんかということで、お台場のほうにも行きまして、社長とも話をしました。その後が、まだ進んでおりませんで、やはりあれだけの広い敷地もありますし、景観も非常によくて、飯田山は最近大分伐採されて公園化されております。またチサンゴルフ場もあったり、非常に高低差もなく散策には非常にいいかなと思っていまして、まずできることは、先ほどありましたように除草等をしまして、まず入れるような環境をつくりたいと。24、25が先ほどありましたように水道の配水池をつくりますので、安全性を確立するためにも、やはりできるところからと思っていまして、協議会等をつくるというところまでは検討しておりませんけれども、いずれにしてもいろんなご意見が出れる、出しやすい環境をつくりながら有効利用したいと。特に熊本市に近いということと、非常に環境がいいですので、福永議員がおっしゃるように有効活用は十分可能かと思います。

○４番（福永　啓君）　まさに有効活用はいろんなことが可能なんですね。県外、町外に限らず、いろんな方があそこに望遠レンズを持っていらっしゃって撮影していらっしゃる姿をよく見かけます。今整備されていない現状でも、日に何十人という方があそこを散策なさっております。そういう現状もあります。その展示室に関しましては、一つ、今県立博物館構想というのが全く白紙に戻りまして、それまで集めていた資料というのが松橋に準備

室として残してあります。今実は県立博物館が移動博物館とかいうのをやっているんですね。それに関しまして、例えば、それはお祭りですとか、そういう人が集まることが前提なのですが、そういう移動博物館とかいうのをうまく利用しながら、そこの展示室を将来活用できるような形に持っていけないかな、持っていくことができないかなとおっしゃる方もいらっしゃいました。展示室は多分最近町長とか係の方もご覧になったとは思うんですが、まだ十分に活用できる状態です。博物施設として、展示施設として活用できる状態ですので、そこの活用方法も、県立博物館の分館的なものを将来誘致するとか、そのあたりも含めて広く考えを持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

先日、県の方ともちょっとお話をしましたけれども、やはり県の施設ということで、県の行革の中でもうそれ以上対応しないということですので、非常に福永議員のおっしゃる気持ちはわかります。私も施設を見てまだ使えそうな感じはしますけれども、県の方針としてそういうことですので、非常に厳しいかなと思っています。

いずれにしましても、後で藤川議員の質問にも関係してきますけれども、観光面も含めて、今ある施設の有効活用ということで、いろんなアイデア、お知恵等があればいただきながら、有効に活用したいと思います。

○４番（福永　啓君）　まず、県に対して正式に要望することが大事だと思っています。私ども先日県の方とお話ししました。今のところそうできないようになっていると。しかしそれはしないように決まったわけなんですね。それを町で要望すれば、それは町民及び県民の要望をくめば、手続きを踏んで変えることもできるわけなんです。しかし、これの質問をするに当たって県に問い合わせしましたところ、全く県としては博物館とかそういう話は全然聞いていなかったということになっております。そうしますと、いろんなアイデアがここであったとしても、それがきちっと県に要望されていない限り、県では議論の俎上にすら上がらないわけなんですね。口約束では駄目です。きちっと、町の考え、こういうこともしたい、ああいうこともしたいというのがありましたら、県に正式に要望していただきたいと思います。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

考え方としてはわからないことはないんですけれども、今進めております御船町の中心市街地整備、それから中山間事業の活性化、一体的に考えますときに、やはりきちんとし

た目標を持ってやっておりますので、その中での位置付けということで、まず当面敷地については散策等ですればお金もかからないし、健康いきいき御船町にもつながると。また各種イベント等は開けると思いますので、そういうことをやりながら、位置付けを明確にしながら施設整備をするならする必要がありますけれども、今の優先順位としてはそこまでは考えておりません。

○４番（福永　啓君）　これも、きちっと協議をしながら進めていただきたいと思います。

次に、同じように城山公園もあるんですね。町は果たして城山公園をどういうように認識しているか。城山公園のあるべき姿をどう認識しているか。有効活用計画があるのだったらどのような計画かをお聞きします。

○経済振興課長（藤岡正視君）　お答えいたします。

城山公園につきましては、ご存じのとおりで、町内にある唯一の公園である、憩いの場であるということで、管理等につきましてはシルバー人材センター、それから法方につきましては森林組合、それから観光係の職員で草刈り等管理を行っている状況です。公園の利用につきましては、３月下旬から４月上旬にかけましては町で提灯を設置いたしまして、花見シーズンということで、地域住民が大変花見で賑わっている状況です。また４月におきましては、商工会の有志の方によります桜まつりも毎年行われている状況で、その他の利用につきましては、保育園の遠足、地域住民の憩いの場として利用されている状況です。町といたしましては、現状のままでの利用を基本としておりまして、管理していきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　御船町城山公園はそのような公園であるとともに、これは甲斐宗運の居城でもあった御船城跡という史跡でもありますね。史跡という点からは、どのように考えていらっしゃいますか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　お答えいたします。

御船城跡につきましては、町の文化財と指定しております。ただ、それにあります社とか、ああいうものは文化財としては指定しておりません。ただ、あそこの上部にあります地形、これが御船城址としての文化財の指定を今しております。

○４番（福永　啓君）　御船城址だったら甲斐宗運という方、これは町民の方だったら誰でも知っていると思います。そういう方が歴史上どのような評価をされているか。もしくは全国的にどのような評価をされている人物と思われますか。

○社会教育課長（宮崎　靖君）　これは御船風土記それから御船町史にも書いてありますとおり、時代はちょっとわかりませんけれども、平安時代から後の国、御船一帯を領有されていた方でありまして、歴史的にも重要な方だったとは認識しております。

○４番（福永　啓君）　今日お配りした甲斐宗運の資料がございます。これを説明すると長くなりますので、説明はいたしません。多分御船町においてよりも全国の一部の歴史ファンの方においてのほうが甲斐宗運というのははるかに高い評価を受けているということがわかると思います。それを示す１つの資料としまして、これもお配りしましたが、検索ヒット数というのを調べてみました。グーグルですとかヤフーですとか、よくテレビ等でその方がメジャーかどうかというのを調べるために、インターネットで人名で検索してみるんです。どれだけのホームページがつくられているか、どれだけが関連する事項が書かれているかということが出てまいります。その検索ヒット数、ここにございます。これを見ると驚くべき結果が出てくるんですね。もちろん熊本県の武将において一番ヒットするのは加藤清正です。これは100万件ぐらいヒットします。その次が小西行長です。これは90万件くらいヒットします。実は、熊本県においては、私が調べた範囲なんですが、武将として歴史上の武将としてヒットするのは第３位に甲斐宗運が入ってくるんです。何でこんなに甲斐宗運が有名なのか。実は一つの原因としてはゲームの存在があります。今子どもたちがやっているゲーム、戦国ゲームというのは非常にヒットしているんですね。いろんなゲームがあります。「信長の野望」ですとか、「戦国大戦」、「戦国戦」とか、「太閤何とか記」とか、私は一つもやったことはないんですが、それにおいて甲斐宗運というのは結構重要人物として出現しているんですね。ですから、そういう意味も相まって、実は御船町が知らない間にこれほどヒット数を伸ばしている。びっくりしたのが、すごい戦国の全国的だと思っていた小早川秀秋とあんまり変わらんぐらいですよね。徳川秀忠とかとそうそう変わらないぐらいのヒット数を出しているというぐらいつくられているんです。そして、先ほど配りました資料、これはインターネットからただ拾ってきたものです。このニコニコ大百科とかいうところから拾ってきたのですが、そのように面白おかしく、御船町と全く関係ないことでゲームとかと相まってこのようなホームページがつくられたりとかしております。絵まで描かれておりますよね。

このように、歴史的に高い評価を受けつつある甲斐宗運に関して、城山公園に行っても何ら資料はないんですね。ここは御船町ですよ。ばってん、そこに来ても、何にも資料が

ない。実はさっきヒット数、ほかで比べた人はみんな銅像の１つか２つ建っとっとですよね。それぐらいの人物です。そういう歴史好きな方、そういう方に関しましても、城山公園のホームページとかもありました。城山公園を訪れたホームページがありました。やはりみんな何もなか、何もなかと書いてあったです。一つやはり、あそこは城址、城跡であります。これが昔どのようなものであったか説明板も不十分であると。戦国の名将、甲斐宗運の居城であるという歴史的事実、歴史的評価を十分に利用した有効活用計画をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

結構ヒット数が多いなとびっくりしておりますけれども。非常にいい視点かなと思っております。小学校のときは日時計とかあって、非常に整備されておりましたけれども、先ほどみたいないきさつで城山公園はああいう状況ですけれども、非常に城山も先ほどの鳥獣保護センター跡地も、そういうところがたくさんあるかなという感じがいたしておりまして、今中心市街地整備をやっておりまして、いかに人を呼び込むのかということにしておりまして、その中の一つの大きな要因になるのかなと感じました。そして、御船には歴史文化というのは非常に他町よりもあるかなと感じておりますけれども、その辺のところをいかに観光面、それからまちづくり、そういうものにつなげるかなということですので、こういういい提案をしていただきましたので、この辺を踏まえて、今後どうするのかと。いろんなところで提案型とか町民とか関係者の皆さんのご意見を出していただくという、そういうものも今うちで検討しておりますので、25年度以降は、そういう、例えばネット上とか提案できるような、そういうものも今考えていますので、そういう中で対応できたら非常にいいかなと思っています。

○４番（福永　啓君）　このように、今さっき町長がおっしゃったように、新たにふれあい公園がつくられ、川沿いもお祭り広場も整備されようとしています。しかし、私は今日２番目の質問で言いたかったのは、昔からある野鳥の森や城山公園について、不十分な有効活用しかされていないと思うわけです。そして、町はまあ仮にこれでいいとなってしまったら、今整備されている新たな公園についても、つくってしまったら維持管理は有効利用は不十分でもかまわないということに、論理につながりかねないんです。行政は、わさもん好きではいかんとです。「そこばつくるけん、じゃあよかたい」じゃいかんわけです。新たな公園をつくること以上に、既存の施設の維持管理、有効利用することが非常に大切であ

ると思います。甲斐宗運も生涯60の合戦に１回も負けたことがないと言われております。御船町としましても十分にそういう歴史を利用した観光もあります。しかも、恐竜もあります。御船町は恐竜だけではなかつですよ。いろんなものがあるとです。それをきちっと有効活用しながらまちづくりをしていただきたいとともに、既存の施設の維持管理、これをしないでいいということになると、新たな施設に対してもせんでよかということにつながりますので、そこを深くお願いして、質問を終わりたいと思います。